

輪島市本町商店街振興組合定款

第1章 総 則

(目 的)

第1条 本組合は、組合員の相互扶助の精神に基づき、組合員のために必要な共同事業を行うとともに、地区内の環境の整備改善を図るための事業を行うことにより、組合員の事業の健全な発展に寄与し、あわせて公共の福祉の増進に資することを目的とする。

(名 称)

第2条 本組合は、輪島市本町商店街振興組合と称する。

(地 区)

第3条 本組合の地区は、石川県輪島市河井町1部39番地、1部58番地から60番地、1部62番地から65番地、66番地、67番地、69番地、81番地の2、88番地、89番地から89番地2、90番地から91番地、94番地から95番地、100番地から100番地9、103番地の3、107番地から109番地、114番地から115番地、123番地、134番地から138番地、148番地の1から148番地2、151番地から153番地、155番地、158番地から159番地、161番地の1、170番地から172番地、同町2部11番地から17番地1、23番地、26番地の1から27番地1、40番地の1から40番地8、44番地、47番地から47番地2、54番地の1、59番地、61番地、66番地の1、70番地から71番地、75番地の1、77番地、79番地から81番地3、同町3部31番地、同町4部103番地の2、114番地、マリンタウン1の区域とする。

(事務所の所在地)

第4条 本組合は、事務所を石川県輪島市に置く。

(公告の方法)

第5条 本組合の公告は、本組合の掲示場に掲示してする。

(規 約)

第6条 この定款で定めるもののほか、必要な事項は、規約で定める。

2 規約の設定、変更又は廃止は総会の議決を経なければならない。

3 前項の規定にかかわらず、規約の変更のうち関係法令の改正(条項の移動等当該法令に規定する内容の実質的な変更を伴わないものに限る。)に伴う規定の整理については、総会の議決を要しないものとする。

第2章 事 業

(事 業)

第7条 本組合は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う

- (1) 組合員の取扱品の販売促進に関する事業
- (2) 組合員の取扱う消耗品の共同購買又は斡旋に関する事業
- (3) 街路灯、アーケード、駐車場、物品預り所、休憩所等組合員及び一般公衆の利便を図るための事業
- (4) 組合員の事業の発展に資するためにする組合の地区内の土地の合理的利用に関する計画の設定及びその実施についての組合員に対する助言
- (5) 組合員の事業に係る休日、開店の時刻等に関する指導
- (6) 組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供に関する事業
- (7) 組合員及びその従業員の福利厚生に関する事業
- (8) 前各号の事業に付帯する事業

第3章 組 合 員

(組合員の資格)

第8条 本組合の組合員たる資格を有する者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 組合の地区内において小売商業を営む者
- (2) 組合の地区内においてサービス業を営む者
- (3) 組合の地区内において飲食業を営む者
- (4) 組合の地区内において前3号の事業を行う者
- (5) 組合の地区内において第1号から第3号以外の事業を行う者
- (6) 組合の地区内に土地及び建物を所有する者

(加 入)

第9条 本組合の組合員たる資格を有する者は、規約で定める加入手続により本組合の承諾を得て、本組合に加入することができる。

2 前項の加入の諾否は、理事会において決する。

3 第2項の規定により理事会の承諾を得た者は、引受出資口数に応ずる出資金の払込みを了したとき（持分を承継することにより加入する場合は、それを承継したとき）に組合員となる。

(相続加入)

第10条 死亡した組合員の相続人で組合員たる資格を有する者の1人が相続開始後30日以内に加入の申出をしたときは、第9条の規定にかかわらず、相続開始のときに組合員になったものとみなす。

2 前項の規定により加入の申出をしようとする者は、他の相続人の同意書を提出しなければならない。

(議決権及び選挙権)

第11条 組合員は、各1個の議決権及び役員の選挙権を有する。

- 2 組合員は、第35条第1項の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、組合員が署名若しくは記名押印した書面又は代理人をもって議決権又は選挙権を行使することができる。この場合は、その組合員の親族若しくは常時使用する使用人又は他の組合員でなければ代理人となることができない。
- 3 前項の規定により議決権又は選挙権を行使する者は、出席者とみなす。
- 4 代理人は、4人以上の組合員を代理することができない。
- 5 代理人は、代理権を証する書面を本組合に提出しなければならない。

(経費の賦課)

第12条 本組合は、その行う事業の費用にあてるため、組合員に経費を賦課することができる。

- 2 前項の経費の額、その徴収の時期及び方法、その他必要な事項は、総会において定める。

(使用料及び手数料)

第13条 組合は、その行う事業について使用料又は手数料を徴収することができる。

- 2 前項の使用料又は手数料額は、総会で定める額又は率を限度として、理事会で定める。

(自由脱退)

第14条 組合員は、あらかじめ組合に通知したうえで、事業年度の終りにおいて脱退することができる。

- 2 前項の通知は、事業年度の末日の3月前までにその旨を記載した書面でしなければならない。

(除 名)

第15条 本組合は、次の各号の一に該当する組合員を総会の議決によって除名することができる。この場合において、本組合は、その総会の会日の10日前までに、その組合員に対してその旨を通知し、かつ、総会において、弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 出資の払込み、経費の支払い、その他本組合に対する義務を怠った組合員
- (2) 本組合の事業を妨げ、又は妨げようとした組合員
- (3) 本組合の事業の利用について不正の行為をした組合員
- (4) 犯罪その他本組合の信用を失う行為をした組合員

(脱退者の持分の払戻し)

第16条 組合員が脱退したときは、組合員の本組合に対する出資額(本組合の正味財産が出資の総額より減少したときは、その正味財産を当該組合員の出資口数にあん分して得た額)を限度として持分を払い戻すものとする。ただし、除名による場合は、その50%とする。

(出資口数の減少)

第17条 組合員は、次の各号の一に該当するときは、事業年度の終りにおいて、その出資口数の減少を請求することができる。

- (1) 事業を休止したとき。
- (2) 事業の一部を廃止したとき。
- (3) その他特にやむを得ない理由があるとき。

2 前項の請求は、事業年度の末日の3月前までにその旨を記載した書面でしなければならない。

3 本組合は、第1項の請求があったときは、理事会において、その諾否を決する。

4 出資口数の減少については、第16条(脱退者の持分の払戻し)の規定を準用する。

(届 出)

第18条 組合員は、次の各号の一に該当するときは、7日以内に本組合に届け出なければならない。

- (1) 氏名、名称又は事業を行う場所を変更したとき。
- (2) 事業の全部若しくは一部を休止し、又は廃止したとき。

(過怠金)

第19条 本組合は、次の各号の一に該当する組合員に対し、総会の議決により5万円以下の過怠金を課すことができる。この場合において、本組合は、その総会の会日の10日前までにその組合員に対して、その旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 第15条第1号から第3号までに掲げる行為のあった組合員
- (2) 前条の規定による届出をせずに又は虚偽の届出をした組合員

(延滞金)

第20条 本組合は、組合員が経費、使用料、手数料、過怠金その他本組合に対する債務を履行しない場合は、履行期限の到来した日の翌日から履行の日まで年利14.6%の割合で延滞金を徴収することができる。

第4章 出資及び持分

(出資1口の金額)

第21条 出資1口の金額は、5,000円とする。

(出資の払込み)

第22条 出資は、一時に全額を払い込まなければならない。

(持 分)

第23条 組合員の持分は、本組合の正味財産につき、その出資口数に応じて算出する。

2 持分の算定に当たっては、10円未満の端数は切り捨てるものとする。

第5章 役員、顧問及び職員

(役員)

第24条 本組合に次の役員を置く。

(1) 理事 11人以上13人以内

(2) 監事 1人又は2人

2 理事のうち1人を理事長、3人を副理事長、1人を専務理事とし、理事会において選任する。

3 理事のうち少なくとも10人は、組合員又は組合員たる法人の役員でなければならない。

(役員の選挙)

第25条 役員は、総会において選挙する。

2 役員は、次に掲げる者のうちから選挙する。

(1) 組合員又は組合員たる法人の役員であって、立候補し、又は理事会若しくは3人以上の組合員から推薦を受けた者

(2) 組合員又は組合員たる法人の役員でない者であって、理事会又は5人以上の組合員から推薦を受けた者

3 役員の選挙は、連記式無記名投票によって行う。

4 有効投票の多数を得た者を当選人とする。ただし、得票数が同じであるときは、くじで当選人を定める。また、当選人が辞退したときは、次点者をもって当選人とする。

5 第2項の規定による立候補者又は推薦を受けた者の数が選挙すべき役員の数を超えないときは、投票を行わず、その者を当選人とする。

6 第1項の役員の選挙を行うべき総会の会日は、少なくともその20日前までに公告するものとする。

7 第2項の規定による立候補者又は候補者の推薦をした者は、総会の会日の15日前までに、立候補した旨又は被推薦者の氏名を本組合に届け出なければならない。

8 第3項の規定にかかわらず、役員の選挙は、出席者全員の同意があるときは、指名推選の方法によって行うことができる。

9 指名推選の方法により役員の選挙を行う場合における被指名人の選定は、その総会において選任された選考委員が行う。

10 選考委員が被指名人を決定したときは、その被指名人をもって当選とするかどうかを総会に諮り、出席者全員の同意があった者をもって当選人とする。

11 一の選挙をもって2人以上の理事又は監事を選挙する場合においては、被指名人を区分して前項の規定を適用してはならない。

(役員任期)

第26条 役員任期は、次のとおりとする。

- (1) 理事 2年又は任期中の第2回目の通常総会の終結時までのいずれか短い期間。ただし、就任後第2回目の通常総会が2年を過ぎて開催される場合にはその総会の終結時まで任期を伸長する。
- (2) 監事 2年又は任期中の第2回目の通常総会の終結時までのいずれか短い期間。ただし、就任後第2回目の通常総会が2年を過ぎて開催される場合にはその総会の終結時まで任期を伸長する。
- 2 補欠(定数の増加に伴う場合の補充を含む。)のため選出された役員の任期は、現任者の残任期間とする。
- 3 理事又は監事の全員が任期満了前に退任した場合において、新たに選出された役員の任期は、第1項に規定する任期とする。
- 4 任期の満了又は辞任によって退任した役員は、その退任により、前条に定めた理事又は監事の定数の下限の員数を欠くこととなった場合には、新たに選出された役員が就任するまでなお役員としての職務を行う。

(代表理事の職務等)

第27条 理事長を代表理事とする。

- 2 理事長は、本組合の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有し、本組合を代表し、本組合の業務を執行する。
- 3 任期満了又は辞任により退任した理事長は、新たに選任された理事長が就任するまで、なお理事長としての権利義務を有する。
- 4 本組合は、理事長その他の代理人が、その職務を行う際、他人に加えた損害を賠償する責任を有する。
- 5 理事長の代表権に加えた制限は善意の第三者に対抗できない。
- 6 理事長は、総会の議決によって禁止されないときに限り特定の行為の代理を他人に委任することができる。
- 7 本組合は代表理事以外の理事に副理事長その他組合を代表する権限を有するものと認められる名称を付した場合には、当該理事がした行為について、善意の第三者に対してその責任を負う。

(監事の職務)

第28条 監事は、いつでも、会計の帳簿及び書類の閲覧若しくは謄写をし、又は理事及び参事、会計主任その他の職員に対して会計に関する報告を求めることができる。

- 2 監事は、その職務を行うため特に必要があるときは、本組合の業務及び財産の状況を調査することができる。

(理事の忠実義務)

第29条 理事は、法令、定款及び規約の定め並びに総会の決議を遵守し、本組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

(役員報酬)

第30条 役員に対する報酬は、理事と監事を区分して総会において定める。

(顧問及び相談役)

第31条 本組合に顧問及び相談役を置くことができる。

2 顧問は学識経験のある者のうちから、又相談役は本組合に多年の功労のあった者のうちから、それぞれ理事会の議決を経て理事長が委嘱する。

(参事及び会計主任)

第32条 本組合に、参事及び会計主任を置くことができる。

2 参事及び会計主任の選任及び解任は、理事会において決する。

(職員)

第33条 本組合に、参事及び会計主任のほか、職員を置くことができる。

第6章 総会、理事会及び委員会

(総会の招集)

第34条 総会は、通常総会及び臨時総会とし、理事長が招集する。

2 通常総会は毎事業年度終了後2月以内に、臨時総会は必要があるときはいつでも、理事会の議決を経て、理事長が招集する。

(総会招集の手続)

第35条 総会の招集は、会日の10日前までに到達するように、会議の目的たる事項及び内容並びに日時及び場所を記載した書面を各組合員に発してするものとする。また、通常総会の招集に際しては、決算関係書類、事業報告書及び監査報告書を併せて提供するものとする。

2 前項の書面をもってする総会招集通知の発出は、組合員名簿に記載したその者の住所（その者が別の通知を受ける場所を本組合に通知したときはその場所）に宛てて行う。

3 第1項の規定による書面をもってする総会招集通知は、通常到達すべきであったときに到達したものとみなす。

4 総会において、役員の選挙を行う場合には、第1項の通知書に、第25項第7項の規定により届出のあった立候補者及び被推薦者の氏名を記載しなければならない。

(臨時総会の招集請求)

第36条 総組合員の5分の1以上の同意を得て臨時総会の招集を請求しようとする組合員は、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事会に提出するものとする。

(総会の議決事項)

第37条 法又はこの定款で定めるもののほか、次の事項は総会の議決を経なければならない。

- (1) 借入金額の最高限度
- (2) その他理事会において必要と認める事項

(総会の議事)

第38条 総会の議事は、総組合員の半数以上が出席し、第3項ただし書及び次条に規定する場合を除き、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 総会の議長は、出席した組合員（組合員又は組合員たる法人の代表者）のうちから選任する。

3 総会においては、第35条第1項の規定によりあらかじめ通知した事項についてのみ議決することができる。ただし、出席者（書面又は代理人により議決権又は選挙権を行使する者を除く。）の3分の2以上の同意があった場合は、この限りでない。

4 総会においては、延期又は続行の議決をすることができる。この場合においては、第35条第1項の規定は適用しない。

(特別の議決)

第39条 次の事項は総組合員の半数以上が出席し、その議決権の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

- (1) 定款の変更
- (2) 組合の解散又は合併
- (3) 組合員の除名

(総会の議事録)

第40条 総会の議事録は、書面をもって作成するものとする。

2 前項の議事録には、少なくとも次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 招集年月日
- (2) 開催の日時及び場所
- (3) 理事・監事の数及び出席理事・監事の数並びにその出席方法
- (4) 組合員数及び出席者数並びにその出席の方法
- (5) 出席理事の氏名
- (6) 出席監事の氏名

- (7) 議長の氏名
- (8) 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名
- (9) 議事の経過の要領及びその結果（議案別の議決の結果、可決、否決の別及び賛否の議決権数）
- (10) 監事が報告した会計に関する議案又は決算関係書類に関する調査結果の内容の概要

（理事会）

第41条 本組合に理事会を置く。

2 理事会は、理事長が招集する。

3 理事会の招集は、各理事に対し、会日の5日前までに、会議の目的たる事項、日時及び場所につき通知して行うものとする。ただし、理事全員の同意がある場合は、招集手続を省略することができる。

4 理事は、必要があると認めるときは、いつでも理事長に対し、理事会を招集すべきことを請求することができる。

5 前項の請求をした理事は、その請求の日から5日以内に正当な理由がないのに理事会の招集手続をしない場合は、第2項の規定にかかわらずみずから理事会を招集することができる。

（理事会の議決事項）

第42条 法又はこの定款で定めるもののほか、次の事項は、理事会の議決を経なければならない。

- (1) 総会に提出する議案
- (2) その他業務の執行に関し重要な事項

（理事会の議事等）

第43条 理事会の議長は、理事長をもってあてる。

2 理事会における各理事の議決権は、各1個とする。

3 理事会の議事は、理事の過半数が出席し、その過半数で決する。

4 理事は、やむを得ない理由がある場合は、あらかじめ通知のあった事項について、書面により理事会の議決に加わることができる。

5 第3項の議決について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

6 前項の規定により議決に加わることができない理事の数は、第3項の理事の数に算入しない。

（理事会の議事録）

第44条 理事会の議事録は、書面をもって作成し、出席した理事及び監事は、これに署名し、又は記名押印するものとする。

2 前項の議事録には、少なくとも次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 招集年月日
- (2) 開催の日時及び場所
- (3) 理事・監事の数及び出席理事・監事の数並びにその出席方法

- (4) 出席理事の氏名
- (5) 出席監事の氏名
- (6) 出席組合員の氏名
- (7) 議長の氏名
- (8) 決議事項に特別の利害関係を有する理事の氏名
- (9) 議事の経過の要領及びその結果（議案別の議決の結果、可決、否決の別及び賛否の議決権数並びに賛成した理事の氏名及び反対した理事の氏名）
- (10) 理事会の招集を請求し出席した組合員の意見又は発言の内容
- (11) 組合と取引をした理事の報告の内容
- (12) その他（理事会が次に掲げるいずれかのものに該当するときは、その旨）
 - ① 招集権者以外の理事による招集権者に対する理事会の招集請求による理事の請求を受けて招集されたものである場合
 - ② ①の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したものである場合
 - ③ 組合員の請求を受けて召集されたものである場合
 - ④ ③の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした組合員が召集したものである場合

（委員会）

- 第45条 本組合は、その事業の執行に関し、理事会の諮問機関として、委員会を置くことができる。
- 2 委員会の種類、組織及び運営に関する事項は、規約で定める。

第7章 管 理

（定款その他の書類の備置き及び閲覧）

- 第46条 理事長は、定款、規約及び組合員名簿を事務所に備えて置かなければならない。
- 2 理事長は、総会及び理事会の議事録を10年間事務所に備えて置かなければならない。
- 3 組合員及び組合の債権者は、業務時間内はいつでも理事長に対し、第1項及び第2項の書類の閲覧又は謄写を求めることができる。この場合は、理事長は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

（決算関係書類の提出、備置き及び閲覧等）

- 第47条 組合は、各事業年度に係る財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案（以下「決算関係書類」という。）及び事業報告書を作成しなければならない。
- 2 組合は、決算関係書類を作成した日から10年間、当該決算関係書類を保存しなければならない。

- 3 第1項の決算関係書類及び事業報告書は、監事の監査を受けなければならない。
- 4 前項の規定により監事の監査を受けた決算関係書類及び事業報告書は、理事会の承認を受けなければならない。
- 5 理事長は、通常総会の通知に際して、組合員に対して前項の承認を受けた決算関係書類及び事業報告書（監査報告を含む。）を提供しなければならない。
- 6 理事長は、監事の意見を記載した書面を添付して決算関係書類及び事業報告書を通常総会に提出し、又は提供し、その承認を求めなければならない。
- 7 理事長は、前項の規定により提出され、又は提供された事業報告書の内容を通常総会に報告しなければならない。
- 8 組合は、各事業年度に係る決算関係書類及び事業報告書を通常総会の日から2週間前から5年間、事務所に備え置かなければならない。
- 9 組合員及び組合の債権者は、いつでも組合に対して、第1項の書類の閲覧又は謄写を求めることができる。

（会計帳簿の閲覧等）

第48条 組合員は、総組合員の100分の3以上の同意を得て、業務時間内はいつでも、会計に関する帳簿及び書類の閲覧又は謄写を求めることができる。この場合は、理事長は正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

第8章 会 計

（事業年度）

第49条 本組合の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終るものとする。

（利益準備金）

第50条 本組合は、出資総額に相当する金額に達するまでは、毎事業年度の利益剰余金（ただし、前期繰越損失がある場合には、これをてん補した後の金額。以下第52条及び第53条において同じ。）の10分の1以上を利益準備金として積み立てるものとする。

2 前項の準備金は、損失をてん補に充てる場合を除いては、取り崩さない。

（資本剰余金）

第51条 本組合は、減資差益（第16条の規定によって払戻しをしない金額を含む。）は、その他資本剰余金として積み立てるものとする。

（特別積立金）

第52条 本組合は、毎事業年度の利益剰余金のうち10分の1以上を特別積立金として積み立てるものとする。

2 前項の積立金は、損失のてん補に充てるものとする。ただし、出資総額に相当する金額を超える部分については、損失がない場合に限り、総会の議決により損失のてん補以外の支出に充てることができる。

(教育情報費用繰越金)

第53条 本組合は、第7条第6号の事業（教育及び情報の提供事業）の費用に充てるため、毎事業年度の利益剰余金の20分の1以上を翌事業年度に繰り越すものとする。

(利益剰余金及び繰越金)

第54条 毎事業年度の利益剰余金に前期の繰越利益又は繰越損失を加減したものから、第50条の規定による利益準備金、第52条の規定による特別積立金及び前条の規定による教育情報費用繰越金を控除してなお剰余があるときは、総会の議決によりこれを組合員に配当し、又は翌事業年度に繰り越すものとする。

(利益剰余金の配当)

第55条 前条の配当は、総会の議決を経て、事業年度末における組合員の出資額及び組合員がその事業年度において組合の事業を利用した分量に応じてするものとする。

2 事業年度末における組合員の出資額に応じてする配当は、年1割を超えないものとする。

3 配当金の計算については、第23条（持分）の規定を準用する。

(損失金の処理)

第56条 損失金のてん補は、特別積立金、利益準備金、資本剰余金の順序に従ってするものとする。

(職員退職給与引当金)

第57条 本組合は、事業年度ごとに、職員退職給与に充てるため、退職給与規定に基づき職員退職給与を引き当てるものとする。